

附 則

附 則

1 この供給条件の実施期日

この供給条件は、令和元年10月1日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適 用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内もしくは1建物または8（需要場所）(2)に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。

また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、33（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設

されていること。

- (ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、33（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、57（一般供給設備の工事費負担金）または58（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、58（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

3 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、23（使用電力量等の計量）(5)の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にす

るために原則として3パーセントの損失率によって修正したものとしたします。

4 供給電圧についての特別措置

標準電圧13,800ボルトで電気の供給を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、標準電圧20,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものとしたします。

5 アンシラリーサービス料についての特別措置

お客さまが平成17年3月31日までに当社の供給設備に電氣的に接続して使用された発電設備については、当該発電設備を更新されない限り、本則の規定にかかわらずアンシラリーサービス料を申し受けません。

6 解約についての特別措置

次の地域については、48（解約等）(1)イおよびロにかかわらず、当分の間、お客さまが料金および他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合に、需給契約を解約することがあるものとしたします。

うるま市勝連津堅

南城市知念字久高

本部町字瀬底（水納島）

伊 江 村

伊 平 屋 村

伊 是 名 村

渡 嘉 敷 村

座 間 味 村

7 この供給条件の実施等に伴う切替措置

VIII（工事費の負担）に定める工事費負担金等については、当該需給契約の需給開始日（59〔供給設備を変更する場合の工事費負担金〕の場合は、工事完成

日といたします。)が令和元年10月1日以降であるものから、この供給約款を適用いたします。

8 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成28年11月28日法律第85号)第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則(平成24年8月22日法律第68号)第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金(令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。)の算定における料金率および基準単価については、次のとおりといたします。

(1) Ⅲ(契約種別および料金)の料金率については、14(特別高圧電力A)(4)、15(特別高圧電力B)(4)、16(特別高圧臨時電力)(3)、17(特別高圧自家発補給電力)(1)もしくは(2)ハまたは19(特別高圧季節別時間帯別電力)(1)ニもしくは(2)ニにかかわらず、次のとおりといたします。

イ 特別高圧電力A

(イ) 基本料金

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,701円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,690円20銭

(ロ) 電力量料金

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	16円00銭	14円62銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	15円76銭	14円40銭

ロ 特別高圧電力B

(イ) 基本料金

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を 受ける場合	1,868円40銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を 受ける場合	1,803円60銭

(ロ) 電力量料金

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	13円44銭	12円28銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	13円21銭	12円06銭

ハ 特別高圧臨時電力

(イ) 16（特別高圧臨時電力）(1)イに該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	15円74銭	14円49銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	15円45銭	14円23銭

(ロ) 16 (特別高圧臨時電力) (1)ロに該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	18円83銭	17円29銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	18円54銭	17円02銭

ニ 特別高圧自家発補給電力

(イ) 特別高圧自家発補給電力A

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	17円42銭	16円00銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	17円15銭	15円76銭

b a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	21円28銭	19円51銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	20円97銭	19円23銭

(ロ) 特別高圧自家発補給電力B

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	14円59銭	13円44銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	14円33銭	13円21銭

b 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につ き	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	17円76銭	16円33銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	17円43銭	16円03銭

ホ 特別高圧季節別時間帯別電力

(イ) 特別高圧季節別時間帯別電力A

a 基本料金

契約電力 1キロワット につ き	標準電圧20,000ボルトで供給を 受ける場合	1,701円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を 受ける場合	1,690円20銭

b 電力量料金

(a) ピーク時間

1キロワット 時につ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける 場合	21円62銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける 場合	21円29銭

(b) 昼間時間

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につ き	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	18円03銭	16円90銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	17円76銭	16円65銭

(c) 夜間時間

1キロワット 時につ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける 場合	11円68銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける 場合	11円48銭

(ロ) 特別高圧季節別時間帯別電力B

a 基本料金

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,868円40銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,803円60銭

b 電力量料金

(a) ピーク時間

1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	16円60銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円29銭

(b) 昼間時間

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	13円84銭	12円73銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	13円59銭	12円50銭

(c) 夜間時間

1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	11円68銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	11円48銭

(2) 別表3（燃料費調整）(2)の基準単価については、別表3（燃料費調整）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	29銭4厘
------------	-------